

令和2年3月

お客様各位

花巻信用金庫

## 民法改正を踏まえた預金規定の改定のお知らせ

当金庫は、令和2年4月1日の民法改正を踏まえ、令和2年4月1日より各種預金規定を改定いたします。

なお、改定後の預金規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

### 1. 改定する規定

- (1) 「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定」
- (2) 「通知預金規定」
- (3) 「当座勘定規定」（一般用・専用約束手形口用）
- (4) 「総合口座取引規定」
- (5) 「定期預金等共通規定」
- (6) 「期日指定定期預金規定」
- (7) 「自動継続期日指定定期預金規定」
- (8) 「自由金利型定期預金（M型）規定」
- (9) 「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定」
- (10) 「自由金利型定期預金規定」
- (11) 「自動継続自由金利型定期預金規定」
- (12) 「変動金利型定期預金共通規定」
- (13) 「変動金利型定期預金規定」
- (14) 「自動継続変動金利型定期預金規定」
- (15) 「はなしん懸賞付定期預金規定」
- (16) 「積立定期預金規定」
- (17) 「定期積金（スーパー積金）規定」
- (18) 「デビットカード取引規定」
- (19) 「貸金庫規定」

### 2. 改定する主な内容

#### (1) 取引契約成立の新設

定型約款に該当する規定に、申込書の提出で、自動的に契約が成立しないことについて明確にいたします。

「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定」（例）抜粋

#### 1. （預金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

#### (2) 定期預金の期日前解約の取扱について明確化

「定期預金等共通規定」（例）抜粋

#### 3. （預金の解約、書換継続）

（1）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

（2）定期預金等を解約または書替継続するときは、証書によるものは所定の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

「期日指定定期預金規定」(例) 抜粋

2. (利息)

(1) ~ (2) 略

(3) この預金を「定期預金等共通規定」第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

(3) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いの明確化

「定期預金等共通規定」(例) 抜粋

5. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(4) 各規定変更時の周知方法等について明確化

「定期預金等共通規定」(例) 抜粋

10. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(5) 債権譲渡に係る債務者の抗弁の放棄

「デビットカード取引規定」(例) 抜粋

第1章 デビットカード取引

1~2 略

3. (デビットカード取引契約等)

(1) 略

(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

①略

②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

以上